

世界緑茶コンテスト入賞茶ロゴマーク等使用要綱

第1条 定義

「世界緑茶コンテスト入賞茶ロゴマーク」（以下「マーク」という。）とは、公益財団法人世界緑茶協会（以下「協会」という）が実施した世界緑茶コンテストの入賞茶に対して、各賞を受賞したことを証明するマークのことをいう。

世界緑茶コンテストに入賞して、マークの使用を希望する者（以下「使用者」という）は、本規約に基づき使用する。

第2条 使用承諾

本要綱の条件に従い協会は使用者に対し、以下に定める目的で、マーク等の使用を承諾する。

- (a) 世界緑茶コンテスト入賞茶の商品パッケージに印刷及び貼付すること。
- (b) ウェブサイトや印刷物などでコンテスト入賞茶の広告宣伝等の販売促進活動に利用すること。

第3条 権利の制限

3.1 使用における制限

マークを以下のように使用することを禁止する。

- (a) マークデータを加工して使用すること。
- (b) 世界緑茶コンテストの入賞茶以外の商品に使用すること。
- (c) 入賞した賞、入賞した年以外のマークを使用すること。

例) 金賞の入賞茶に最高金賞のマークを使用する等。

3.2 解除

使用者が、要綱の義務を履行しないもしくはこれに違反した場合、協会は直ちにマークの使用を禁止する。

第4条 免責事項と責任の制限

4.1 免責事項

使用者は、使用者の責任においてマークを使用する。協会は、マークの使用から得られる成果については保証しないものとする。

4.2 責任の制限

協会は、本要綱またはマークに関連して発生した損害に関しては、責任を負わないものとする。

第5条 本要綱の修正

本要綱の有効期間中に協会は本要綱の規定を改定できるものとする。

第6条 定めのない事項の処理

本要綱に定めるもののほか、必要な事項については、協議のうえ決定する。

附則

- 1 この要綱は、公益財団法人世界緑茶協会の平成31年1月8日から施行する。